

イングランドにおける大学設置認可

—University of Sheffieldへの勅許状交付（1905年）に注目して—

学校開発政策コース 山崎 智子

A Study on University Charter in England: Focusing on the Charter of Incorporation for University of Sheffield (1905)

Tomoko YAMAZAKI

This paper attempts to describe the features of Royal Charter for a university, which enables a higher education institution to confer academic degrees, comparing and contrasting with Royal Charter for a university college. Firstly, the brief explanation of Royal Charter is shown. In the second and the third sections, the contents of Royal Charter for University College of Sheffield and Royal Charter for University of Sheffield are indicated respectively. Finally, the difference between them and the core of "university" are considered. In conclusion, the analysis that conferring degrees and establishment of the Visitor are the core of "university" is explained.

目次

1. はじめに
2. 勅許状について
3. University College of Sheffieldに対する勅許状
4. University of Sheffieldに対する勅許状
5. 考察
6. まとめ

1. はじめに

本稿は、19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける伝統的¹大学設置認可方式であるチャータリングについて考察し、当時のイギリスにおいて「大学」とはいかなる特徴を持つものと定義されていたのか描き出すことを目的とする。Neave (1980) がその研究の中でイギリスにおける大学制度の特殊性の源をイギリス独自の設置認可方式であるチャータリングに求めているが、チャータリングが大学運営に与える影響についての研究は管見の限りほとんど見当たらない。唯一チャータリングに注目した研究として後述の横尾 (1999) が挙げられるが、時代ごとに変貌していったチャータリングの方式を一つにまとめている点、チャータリングの大学に対する一種のコントロールとしての役割に言及していないという点で十分なものであるとはいえない。そこで本研究においては、大学に対するチャータリングとカレッジに対する

チャータリングの比較から、当時のイングランドにおいて考えられていた「大学」の特質について考察する。

2. 勅許状について

イギリスにおける大学認可はチャータリング方式と呼ばれ (横尾1999)、大学を設置するためには学位授与権を認める Royal Charterが必要であった。この Royal Charter (以下勅許状) とは、国王の名の下に出される憲章であり、その対象は大学のみにとどまらない。例えばイートン・カレッジのような中等教育機関も勅許状にも与えられているし、東インド会社のような組織にも与えられている。さらには、マグナ・カルタも一種の勅許状であると言える。高等教育機関に対する勅許状のパターンはいくつかあるが、主なものとしては、法人格のみを認める勅許状と学位授与権を持つ法人格として認める勅許状が挙げられる。

もともとイギリスにおいては、その設立の過程において勅許状を必要としなかったオックスフォード・ケンブリッジ両大学やスコットランドの4つの大学以外の全ての高等教育機関は、学位を授与するために、国王からの勅許状を必要としていた。そして、いったん勅許状が与えられれば様々な特権が認められた。例えばキール大学 (Keele University) の勅許状の中身は以下の通りである (横尾1999: 146-7)。

前文—申請者と申請の目的：枢密院の審議と申請の受理：大権による本チャーターの公布。

- (1) 大学の名称, 所在地, 構成学部。
 - (2) 大学の構成メンバー, 団体としての特権と性格。
 - (3) 大学に対する視察権者。
 - (4) 名誉学長 (Chancellor)。
 - (5)~(10) 学長 (Vice Chancellor), 学部長等主な役職者について。
 - (11)~(13) Court, Council, Senate等主な管理運営の組織について。
 - (14)(15) 総会 (Assembly) と学生自治会 (Student's Union)。
 - (16) 教育・試験機関としての大学が持つ諸権限—学位授与権など21項目にわたる。
 - (17) 学則 (Statute) が規定することがらとその追加・修正等。
 - (18)(19) OrdinanceとRegulation。
 - (20) Council, Senateの任務。
 - (21) 宗教, 人種, 政治による差別の禁止。
 - (22) 配当金, ボーナス等の禁止。
 - (23) チャーターの追加・修正。
 - (24)~(26) その他
- 日附・御名御璽

更に, 勅許状によって認められる特権には, 一般的に以下のようなものが含まれているとされる (横尾1999: 149-50)。

- (1) 法人 (incorporation) としての存在の保証。
- (2) 永代相続 (perpetual succession) 権。
- (3) 学位の授与権。
- (4) 共通印璽 (common seal) ないし紋章 (Arms) の保有。
- (5) 団体としての訴訟し訴訟される権利。
- (6) 土地・財産の保有。

この勅許状を得るために, 19世紀以降に設立された高等教育機関は「大学としてふさわしい (university standard)」教育・研究を行うことが求められた。カリキュラムの面や大学運営の面で国家から出された要求は, 一種のコントロールと見なすことができよう。

19世紀から20世紀初頭に作られた大学 (カレッジ) は勅許状獲得年とその経緯から三つのタイプ—①ロンドン大学 (University College London・King's College London), ②旧市民大学 (バーミンガム・ブリストル・

リーズ・リバプール・マンチェスター・ニューカッスル・シェフィールド), ③新市民大学 (エクセター・ノッティンガム・レディング・サウザンプトン) —に分けることが可能である。まず, ①は1836年に設立された学位授与のため (だけ) の機関であった。この大学は一般的な大学とは設立目的が大幅に異なっていたため, 他の大学とは別に分析する必要があると考えられる。②の旧市民大学は, 1851年から1880年にかけて法人格を持つカレッジとして設立されたもので, 学位授与を可能とする勅許状を早く獲得することができたということからも分かるように順調に発展していった高等教育機関であった。それに対して③の新市民大学は, もともとの開校年こそ旧市民大学とほぼ同時期の1862~94年であるものの, 法人としての勅許状獲得年が1902~22年, 学位授与機関としての勅許状獲得年に至っては第二次世界大戦後の1948~55年と, その発展には非常に長い時間がかかった。

本稿の目的は, カレッジに対する勅許状と大学に対する勅許状の比較を通して当時「大学」とはいかなるものであるべきと想定されていたか描き出すことであるので, カレッジとしての勅許状取得年と大学としての勅許状取得年が近い旧市民大学の一つであるシェフィールド大学を取り上げることとする。この大学は, その発展の歴史から典型的な市民大学としばしば形容される大学であり, ケーススタディーとして取り上げるには最適であると考えられるからである。

シェフィールド大学の前身であるFirth Collegeは, 地元の鉄鋼業者Mark Firth氏の尽力により1879年に設立された。当初はケンブリッジ大学の大学拡張講座としてスタートしたこのカレッジだったが, 設立者であるFirthが望んだこともあって早い段階からシェフィールドの住民のための独自の高等教育機関として発展していった。前述の通り, この大学は典型的な旧市民大学であるとされ, 当初Victoria University (マンチェスター・リーズ・リバプールからなる大学連合) に加わるはずであったが拒否された (グリーン1994: 135) ためロンドン大学と提携する道を選んだ。グリーンは, このカレッジの創設当初の様子を以下のように述べている。

「シェフィールドのファース・カレッジは, 創設に際して, 数学, 古典学・古代史・近代史・化学・物理学・力学・音楽理論—少し後には近代語と生物学が加わる—に関する全日制および夜間クラスの開設を広告した。初年次の学生の学業水準はロンドンの入学登録要件のそれとほぼ等しかった。そして第

二年度において学生はロンドン大学の間試験を受験し、さらにはロンドン大学の学位取得をめざすことを期待されたのだが、きわめてわずかのものしかそこまで到達できなかった。(1994：260-1)」

それでも、カレッジは堅実に大学程度の教育をする機関としての実績を積み、設立から26年後の1905年に学位授与権を認める勅許状を獲得し大学に昇格した。

3. University College of Sheffieldに対する勅許状

Firth Collegeは1897年に勅許状を取得しUniversity College of Sheffieldとなった。この段階においては、学位授与権は認められず、法人格が与えられたのみであった。勅許状の中身は以下のとおりである¹⁾。

前文 University College of Sheffieldの設立について

1. “The University College of Sheffield” という名前のカレッジを設立する。永代相続権 (perpetual succession) と共通印璽 (common seal) の保有、紋章 (armorial bearings) を採用する権限を認める。
2. 前述の法人は以降カレッジと呼ぶ。
3. このカレッジの目的は前身である3つの慈善団体、つまりFirth College, Sheffield Technical School, Sheffield School of Medicineの強化である。そして、シェフィールドや近隣に住む人々にイギリスの大学において学位を取得するための教育を供給すること、専門的あるいは商業的な生活においてすぐに役立つような科学的、技術的、医学的な教育を供給すること、そして一般的な知識の向上、である。
4. 女性の入学は認める。
5. 学生、教授、教員、そしてそれ以外の職員に宗教的信条に関する宣言をさせることを禁じる。
6. 大学の権威は、名誉学長 (President)、副名誉学長 (Vice-Presidents)、財務部長 (Treasurer(s))、理事会 (Court of Governors)、運営委員会 (Council)、そして評議会 (Senate) である。
7. 初代名誉学長はノーフォーク公爵。任期はこの勅許状発布時から5年間、あるいは当人が死亡又は辞任するまでであり、再任は妨げない。
8. 今後の名誉学長は理事会によって選ばれる。任期は選ばれてから5年間、あるいは当人が死亡又は辞任するまでであり、再任は妨げない。
9. 名誉学長は理事会と運営委員会の会議の際に議長を務める。不在時は、副名誉学長が代理を務める。
10. 副名誉学長は4名以下。初代は、Mappin准男爵、

Stephenson卿, Sorby博士, Dyson博士。任期はこの勅許状発布時から5年間、あるいは当人が死亡又は辞任するまでであり、再任は妨げない。

11. 今後の副名誉学長は理事会によって選ばれる。任期は選ばれてから5年間、あるいは当人が死亡又は辞任するまでであり、再任は妨げない。
12. 前述の通り、副名誉学長は名誉学長不在時に代理を務める。
13. 初代の財務部長はシェフィールド銀行のBirksとし、理事会によって (筆者註：新しい財務部長が) 任命されるまで、オフィスを持つ。
14. 理事会は、年次総会の際にその年の財務部長を選出する。再任は妨げない。
15. 財務部長が彼の死や辞職によって欠員になった場合、運営委員会が代替りのTreasurerを選出する。
16. Treasurer(s)は資産や収入金、そして支払い金に関して義務を果たす。
17. 理事会はPresident, Vice-President, Treasurer(s) としてその他の運営委員会のメンバー、そしてこの勅許状で示されているほかの理事から成る。
18. 終身理事について
19. 職務上の理事について
20. 代表理事について
21. £500以上の寄付をした人を終身理事とする。
22. £100以上の寄付をした人を10年間理事とする。
23. 年次総会において20人以上の理事を選出することはない。
24. £1,000以上寄付した会社や団体は、理事として一人推薦することができる。その際の任期は10年間とする。
25. 理事会はカレッジの最高機関 (supreme governing body) であり、この勅許状や学則に規定がない限り、すべての事柄について管理する権限がある。
26. 理事会は、代表理事選出の漏れや失敗があったとしても、あるいは理事会におけるそれ以外の欠員があったとしても、議決する権利を有する。
27. 理事会の年次総会は、学則によって定められる時間と場所で毎年開催される。
28. 年次総会において、運営委員会と評議会が作ったそれぞれの報告書が読まれること。
29. 理事とその他のカレッジのメンバーはオフィスを持つことが可能である。
30. 運営委員会のメンバーについて。カレッジのPresident, Vice-Presidents, Treasurer(s), Principal, 工学部の長、医学部の学長、のほか、評議会を選出

- された2名の理事，運営委員会で選出された（最大）2名，などを含む。
31. 理事会は，£10,000以上の寄付をした会社や団体から，運営委員会の追加メンバーを任命する。
 32. £5,000以上の寄付をした個人は，運営委員会のメンバーになる権利を有する。
 33. カレッジの学則と理事会によって決められる規則に制約されて，運営委員会は財務を管理する。
 34. 運営委員会は，特別会議を任命しそれに経営上の機能を委任することができる。そしてそのような会議に運営委員会のメンバーではない者を含めることもできる。
 35. 運営委員会は理事会の年次総会のために前年度の出来事についての報告書を作成する。
 36. 評議会は，Principal（議長を務める）と学籍係，そして教授や学部の長，医学部の代表（最低7名）から成る。
 37. 理事会や運営委員会によって定められた規則の影響下で，評議会はカレッジの教育に関する監督を行う。
 38. 評議会は学期中最低一か月に一度は集まる。
 39. 評議会は理事会の年次総会のために前年度の出来事についての報告書を作成する。
 40. 理事会は，枢密院のLordsの承認のもと，カレッジの学則の作成，修正，そして取り消しをする権限を有する。その際，英国法と矛盾したりこの勅許状の目的や条項に反したりのものであってはならない。
 41. Mark Firth氏のFirth Collegeに対する善行を考慮し，学芸学部にて2つの“Firth記念講座”を設ける。
 42. 学則はこの勅許状の目標や目的の達成や実行に備えるものである。
 43. “Special Statutes”（特別学則）とは，理事会の会議において三分の二以上の出席と投票のもと多数決で通過し，その後（1ヵ月後以上18ヵ月後未満）確定され，さらに枢密院のLordsに提出され承認された学則を意味する。
 44. 1, 2, 3, 4, 5条を除くこの勅許状の条項は，特別学則によって修正されたり取り消されたりしうる。
 45. この勅許状の条項や規定と特別学則は，特別学則や補足の勅許状以外によっては修正されたり取り消されたりされ得ない。
 46. 枢密院あるいは国王によって承認され理事会によって受け入れられた補足の勅許状はカレッジとそのメンバーに対して拘束力を持つ。そしてわれわれ

は我々自身と国王に補足の勅許状によって本文書の変更，修正，あるいは追加をする権限を有する。

47. この勅許状の日付から一年以内にカレッジと関係する当事者によって（以下の内容を含んだ）設立証書が実行される。
48. 設立証書は枢密院のLordsに提出され承認されなければならない。
49. 設立証書の規定は変更されたり追加されたりしうる。
50. カレッジの設立証書あるいは補足の証書は，慈善事業監督委員会の計画と矛盾するようなものであってはならない。
51. カレッジは£10,000を超える不動産を英国国内に持ってはならない。

日付・御名

4. University of Sheffieldに対する勅許状

1905年，とうとう学位授与権が認められ，University College of SheffieldはUniversity of Sheffieldとなった。この際に，University of Sheffield Act 1905が制定され，カレッジから大学の資産等が移動した。University of Sheffieldに対する勅許状の内容は以下のとおりである²⁾。

前文 University of Sheffieldの設立について

1. 大学名は“The University of Sheffield”にすること，学部は人文学（Arts），科学（Science），医学（Medicine）と応用科学（Applied Science），そして新設あるいは前述のものの代替となるその他の学部あるいは大学学則によって規定されるかもしれない他の学部から構成されること。
2. 永代相続権（perpetual succession）と共通印璽（common seal）の保有，そして紋章（armorial bearing）を採用する権限を認める。
3. 国王又は女王が視察権者（Visitor）となる。また，必要と考えた時に建物，実験室，そして一般的な設備の視察をする権利と試験に向けての教授や大学によるその他の活動を調査する権利を有する。
4. 名誉学長（Chancellor）について。名誉学長は大学の最高責任者であり，理事会（Court），運営委員会（Council），そしてコンヴォケーション（Convocation）の長（President）である。初代Chancellorはノーフォーク公爵。

5. 2人の副名誉学長（Pro-Chancellor）の任命。権限は、名誉学長不在時に名誉学長の役割を果たすこと。ただし、学位を授与することと理事会と運営委員会の会議の議長をすることを除く。最初のPro-ChancellorはUniversity College SheffieldのVice-PresidentsであったMappin准男爵とFranklin。
6. Vice-Chancellorについて。Vice-ChancellorはAcademic Officerの長で評議会の職務上の議長であり、Chancellor不在時には学位授与を行う。初代のVice-ChancellorはSheffield University CollegeのPrincipalであったHicks博士。
7. Treasurerとその他の適切な事務員を置くこと。最初のTreasurerはUniversity College SheffieldのTreasurerであったStephenson。
8. 各学部には学部長を置くこと。
9. 大学の最高機関（supreme governing body）は理事会であり大学の学則（Statutes）と英国国法に従属する。理事会は大学の中で絶対的な力を有する。
10. 運営委員会は大学の学則の影響下に置かれ、理事会のコントロール下に置かれる。また、大学のgoverning bodyであり執行機関でもある。また、共通印璽の管理権と使用权、大学のすべての財源や資産の運用と管理、そして大学のすべての業務の指揮を有する。
11. 大学の評議会（Senate）は大学の学則と理事会の統制の影響下にある。また、大学の教育と学問体系（discipline）を管理し指揮監督する。
12. Convocationの設置。
13. 大学は教育と研究の両方を行うものであり、勅許状と学則の影響下にある。大学が以下のものを供給することを許可する。(a)それぞれの学部における教授と授業（instruction and teaching）(b)人文学、純粋科学、応用科学、商学、医学、外科医学、法学などの学位、ディプロマ、Associateships、そしてサーティフィケートを得るためのすべての教育部署における教授。(c)教育学、商学、工学、冶金学、鉱業学などを学ぶ人々に対しての理論的、技術的、芸術的な教授。(d)人文学、純粋科学、応用化学、医学、外科医学、法学、そしてとくに科学の応用におけるオリジナルな研究の追求のための設備。(e)教科や独自研究を奨励するフェローシップ、奨学金（scholarships, exhibitions）、賞金、報奨金。(f) Ordinancesによって課されるかもしれない教授や授業。(g)試験の視察や学部とそれ以外の教育機関の視察。
14. 専門的な科目における熟達を象徴する学位は、専門的な学識の基礎をなす科学的あるいは一般的な知識を試すことの適切な保証なしでは授与されてはならない。
15. 大学においてなされるすべての試験は、学位取得に必要なそれぞれの科目のため理事会から任命された最低でも一人の学外かつ独立した試験官のもと大学の学則とOrdinancesに従って実施されなければならない。ただし、入学試験についてはこの限りではない。
16. 大学は両性に学位、ディプロマ、Associateships、サーティフィケート、あるいはそれ以外のものを与える。
17. Joint Boardを用いてマンチェスター、リバプール、そしてリーズといったほかの大学と協力し、入学試験を行うことは大学の義務である。
18. 大学の条件書（terms and conditions）について。(a)ほかの大学・カレッジと連携すること、ただしシェフィールド市外の大学・カレッジとの合併はなし (b)入学試験実施のためのJoint Boardを通じた協力、あるいはその他の大学や権威との協力 (c)あらゆるカレッジあるいは機関のスタッフを認めること (d)試験や学習の期間を認識すること (e)出席の管理 (f)ほかの大学における授業を認めること (g)条件書の廃止や変更について。
大学は、この勅許状の内容と矛盾しないような契約（資産や負債に関するものなど）をほかの大学などとの間で結ぶことができるが、必要な場合は議会で法案を通すこと。
19. 大学の学則が規定あるいは規制するものについて
20. 大学の学則とOrdinancesについて
21. 以下に関連する学則と学則の内容変更、Ordinancesとその内容変更について (a)学位のタイトル (b)新しい学位の創設 (c)学位に必要な大学や付属の機関における教育期間など (d)学士の学位以上を与える際の条件 (e)医学の学位のための科目。
22. 理事会、運営委員会、評議会、そして学部はそれぞれ規則を作ることができる。最初に理事会が運営委員会と評議会のために規則を作る。理事会の規則は承認のために理事会に出されなければならない、理事会によって変更あるいは修正される。
23. いかなる問題も必要であると考えられるのであれば理事会、評議会、学部の前に持ち出すことが運営委員会の義務である。
24. 構成員、教授、教員、あるいは学生に対して宗教

に関するテストを課すことは認めない。これは大学の組織にとって重要な条件である。

25. 女性は大学内のいかなるオフィスにおいても認められるし、学生として学ぶことも認められる。
26. 賞金あるいは特別補助金を除いて、配当金やボーナス等は禁止する。
27. 理事会は国王による許可と枢密院のアドバイスのもと、特別決議によって本文書を変更、修正、あるいは追加できる。特別決議とは、理事会の会議で通過し、一ヵ月以上三ヵ月未満後に開かれた次の会議で確定された決議を意味する。その際、四分の三以上の出席と投票を必須とし、多数決で決定する。
28. この勅許状において、「学則 (Statutes)」とは別表にあるものを指す。学則の変更、修正、追加、取り消しは枢密院のわれわれか枢密院の委員会によって認められる。
29. 国王の御意は、本文書が善意に、そしてシェフィールド大学とこの勅許状の目的の推進にとって最も好都合に解釈されることである。

別表 Statutes (30項目)

日付と御名・御璽

5. 考察

2. と 3. で概観してきた勅許状を比較すると、シェフィールドカレッジもシェフィールド大学も理事会、運営委員会、評議会があり (名称こそ異なるが) 執行部は名誉学長、副名誉学長、学長、財務部長などから成っており、組織構造としてはそれほど大きな差はないように見える。しかしながら、相違点として以下の3点が挙げられる。

(1) 学位の授与に関する項目の有無

カレッジと大学を (法的に) 隔てる一番大きなものは、学位授与権の有無であるといっても過言ではない。今日のわれわれの感覚で考えると、高等教育機関で学ぶことと学位やそれに準じるものを取得することはイコールで結ばれるが、当時の、高等教育が明確に定義づけられていなかったイングランドにおいては、必ずしもイコールではなかったのである。自主的な教育機関として設立されたイングランドのカレッジは、学位授与権を認められてはじめて正式な「大学」となることができ、独立した高等教育機関として教育・研

究を行うことができた。

2. を見てもわかる通り、カレッジの勅許状においては、学位授与権が認められていなかった。カレッジに通う学生の中にはロンドン大学などの学外学位取得を目的とする者も少数ながら存在していたが、当時のカレッジの主な役割は、学外学位取得のための教育を行うことというよりは、仕事をす際にすぐ役立つような教育を行うことであったと解釈できる。たとえば、1904-05年度のカレンダーによると、前年度に在籍していた学生は全日制451名、夜間制1367名であったのにもかかわらず、ロンドン大学の学位取得に向けた試験 (入学試験、中間試験、最終試験) に合格した者は29名だけであった³⁾。そのためか、学外学位取得に関する項目は条項1の一文を除き見当たらない。

それに対して、大学の勅許状では、学位授与については細かい規定がある。すなわち、授与することができる学位のタイトル (人文学士、理学士など)、授与することができる学位や資格の種類 (学士、ディプロマなど)、学位取得のための試験の実施方法、などである。これらの項目を見ると、大学は自らの意思で学位授与や新しい学位の創設などもできる権利を認められたことが分かる。これらの権利を得ることこそカレッジが大学たりえる条件であったと考えられる。

(2) Visitorに関する項目の有無

学位授与権に関する項目同様、カレッジと大学の間で大きく異なっていたのはVisitorに関する項目の有無である。Visitorとは、大学の視察を行う権利を有する者を指し、その役割は国王が担うことが一般的であった。視察権者は、大学勅許状の条項3にあるように、「必要と考えた時に建物、実験室、そして一般的な設備の視察をする権利と試験に向けての教授や大学によるその他の活動を調査する権利を有」していたのである。横尾は、勅許状の特権に歯止めをかけるものとして、以下の3点を挙げている (1999: 150-2)。

- ① 大学が勅許状によってのみ設立等を認可されること
- ② Visitor (視察権者) に関する規定により、国王が視察を命じることができること
- ③ 学則 (statue) もまた国王つまり枢密院の同意なくして存在し得ないこと

実際には、ごく稀な例を除いて国王や議会による大学への介入はなかったとされる (Armitage1955など) が、

それでもなお、視察権者の存在は大学に無限の特権を与えるのではなく、あくまでも「国王と議会という最高権限ワケ内で存在し行為する、という制約（横尾1999：152）」は免れてはいないことを知らしめるには充分であったと考えられる。この視察権者がカレッジには置かれなかったことを考慮すると、上述の学位授与権という特権を得たことの代償であるとも解釈できると考えられる。

(3) 教育内容についての言及

最後に、(1)、(2)ほど重要ではないかもしれないが、教育内容についての項目の有無にも注目したい。シェフィールドカレッジに対する勅許状においては、法人としての組織に関する項目がほとんどであり、大学の理事会・運営委員会・評議会のメンバーや権限・役割についてかなり詳細に規定されていることが分かる。その反面、教育機関として求められる役割や教育内容については条項3で一般的なカレッジの目的について述べている以外ではほとんど見当たらない。

対して、シェフィールド大学に対する勅許状には、法人としての組織に関する項目のみならず、大学における教育に関連することについての言及が多く見られる。例えば条項13では大学が行うべき教育／教授内容についての規定、条項14では学位の授与について、条項15では入学試験についての規定がある。

このことから、「大学」が行うべき教育が明文化されていることがわかる。

6. まとめ

これまで見てきたとおり、勅許状から導き出せるカレッジと大学との大きな差は学位授与権の有無と視察権者の有無であると言える。この2つは一見無関係なようにも見えるが、学位授与権という特権を得た大学に対して、いつでも視察できる権利を国王（国家）に認めるといふ、横尾が言うところの「特権の歯止め」を確保することによって国家と大学とのパワーバランスを保とうとしたのではないかという仮説を立てることができるかもしれない。University College LondonやKing's College Londonなどといったロンドン大学の構成カレッジの勅許状を考察することによって、学位授与権と視察権者の関係性についての考察することが今後の課題である。

(指導教員 勝野正章准教授)

註

- 1) University College of Sheffield, *Calendar*, 1904
- 2) University of Sheffield, *Calendar*, 1907
- 3) University College of Sheffield, *Calendar*, 1904, pp.282-3

引用文献

- Armitage, W. H. G. (1955) *Civic Universities: Aspects of a British Tradition*, London: Ernest Benn Ltd
- Berdahl, R.O. (1959) *British Universities and the State*, Berkley: University of California Press
- Chapman, A.W. (1955) *The Story of a Modern University: A History of the University of Sheffield*, London: Oxford University Press
- V.H.H.グリーン (1994) 『イギリスの大学—その歴史と生態—』 安原義仁・成定薫訳, 法政大学出版局
- Neave, G. (1980) "Accountability and Control", *European Journal of Education*, No.15, Vol.1
- University College of Sheffield, *Calendar*
- University of Sheffield, *Calendar*
- Vernon, K. (2004) *Universities and the State in England: 1850-1939*, Routledge Falmer
- 横尾壮英 (1999) 『大学の誕生と変貌—ヨーロッパ大学史断章—』 東信堂